

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
表紙	<p data-bbox="327 352 1010 408">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="526 470 810 507">令和 3 年 版</p> <p data-bbox="573 1093 763 1129">令和 3 年 11 月</p> <p data-bbox="488 1193 853 1230">静岡県交通基盤部監修</p>	<p data-bbox="1285 352 1968 408">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1485 470 1769 507">令和 4 年 版</p> <p data-bbox="1532 1093 1722 1129">令和 4 年 7 月</p> <p data-bbox="1447 1193 1812 1230">静岡県交通基盤部監修</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
表紙	<p>測量業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和3年11月 静岡県交通基盤部監修</p>	<p>測量業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和4年7月 静岡県交通基盤部監修</p>
共通編-2	<p>1 測量業務共通仕様書</p> <p>第1篇 共通編</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(7)～(33)</p>	<p>1 測量業務共通仕様書</p> <p>第1篇 共通編</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(7)「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>(8)～(34) (番号繰り下がり)</p>
共通編-5	<p>第10条 主任技術者</p> <p>1 受注者は、測量業務等における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p>	<p>第10条 主任技術者</p> <p>1 受注者は、測量業務等における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。また、受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。</p>
共通編-5	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
共通編-9	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「測量成果電子納品要領（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和3年4月）」に基づくものとする。</p>	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「測量成果電子納品要領（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年4月）」に基づくものとする。</p>
共通編-13	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達（令和3年3月））を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>
共通編-17	<p>(新設)</p>	<p>第40条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
森林保全-18	<p>第3篇 森林整備保全 測量編</p> <p>第2章 山地治山等測量編</p> <p>第3節 溪間工の測量</p> <p>第14条 平面測量</p> <p>1 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 平面測量 平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用し、測量する。</p> <p>(2) 簡易平面測量 簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する</p> <p>2 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。</p> <p>(第15条)～(第47条)</p>	<p>第3篇 森林整備保全 測量編</p> <p>第2章 山地治山等測量編</p> <p>第3節 溪間工の測量</p> <p>第14条 平面測量(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(第14条)～(第46条)(番号繰り上り)</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
表紙	<p>設計業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和3年11月 静岡県交通基盤部監修</p>	<p>設計業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和4年7月 静岡県交通基盤部監修</p>
共通編-7	<p>土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第10条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>	<p>土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第10条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>
共通編-10	<p>第17条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和2年3月）（以下「要領」）」という。に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和3年4月）」に基づくものとする。</p>	<p>第17条 成果物の提出</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和2年3月）（以下「要領」）」という。に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年4月）」に基づくものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
共通編-17	(新設)	<p>第38条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
共通編-18	<p>第2章 設計業務一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成27年9月改正 法律第66号）、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第10条の規定による県の「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成28年6月改正 法律第55号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（令和3年5月改正 法律第36号）、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第10条の規定による県の「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（令和3年5月改正 法律第37号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p>
農地編-4 -5	<p>第2編 農地編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第5条 設計業務の成果</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(7) ウ 報告書の大きさはA-4判を標準とする。</p>	<p>第2編 農地編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第5条 設計業務の成果</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。併せて、業務内容を的確に把握でき、主として事業関係者への説明等で活用できるようダイジェスト版を作成するものとする。ダイジェスト版では、計画の概要、各種検討の経緯と結果、主要な設計計算結果、施工段階での注意事項・検討事項、その他留意事項を簡潔に取りまとめるものとする。</p> <p>(7) ウ 報告書の大きさはA-4判を標準とし、うちダイジェスト版はA-3判を基本とする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)				改正				
農地編-6	主要技術基準及び参考図書一覧				主要技術基準及び参考図書一覧				
	土地改良事業計画設計基準・計画				土地改良事業計画設計基準・計画				
	8	ほ場整備(畑)	H19.4	農村振興局	8	ほ場整備(畑)	R2.7	農村振興局	
	9	暗きょ排水	H29.5	農村振興局	9	暗きょ排水	H29.5	農村振興局	一部改正 R3.1
	14	農地地すべり防止対策	H16.3	農村振興局	14	農地地すべり防止対策	R4.5	農村振興局	
	土地改良事業計画設計基準・設計				土地改良事業計画設計基準・設計				
4	パイプライン	H21.3	農村振興局	4	パイプライン	R3.6	農村振興局		
農地編-8	静岡県経済産業部(農地)所管図書				静岡県経済産業部(農地)所管図書				
	1	農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドライン	H25.3	農地計画課	1	農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドライン	H28.3	農地保全課	
	6	鳥獣害防止対策工の手引き	H18.6.14	農地保全課	6	鳥獣害防止対策工の手引き	H29.1	農地保全課	
	12	ため池耐震点検・調査の留意点	H29.6.8	農地保全課	12	ため池耐震点検・調査の留意点	R3.5	農地保全課	
		(追加)			15	暗渠排水整備マニュアル	R2.6	農地整備課	
農地編-9	その他の図書(主なもの)				その他の図書(主なもの)				
		道路構造令の解説と運用	H27.6	日本道路協会		道路構造令の解説と運用	R3.3	日本道路協会	
		防護柵の設置基準・同解説	H28.12	日本道路協会		防護柵の設置基準・同解説 ポラード設置便覧	R3.3	日本道路協会	
農地編-10		国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編	H17.11	日本河川協会	一部改定 H30.3	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	R3.4	国土交通省	
		国土交通省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編	H9.10	日本河川協会	一部改定 H24.6、 H26.4	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	R3.4	国土交通省	
		建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(I)	H9.10	日本河川協会		国土交通省河川砂防技術基準 設計編	R3.10	国土交通省	
		建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編(II)	H9.10	日本河川協会		国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	R3.10	国土交通省	
		治山林道必携・調査・測量・設計編	R2.8	日本林道協会 日本治山治水協会		治山林道必携・調査・測量・設計編	R3.7	日本林道協会 日本治山治水協会	
		治山林道必携・積算・施工編	R2.8	日本林道協会 日本治山治水協会		治山林道必携・積算・施工編	R3.7	日本林道協会 日本治山治水協会	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
<small>森林整備保全編-7</small>	<p>第3編 森林整備保全 設計編</p> <p>第1章 第1章 設計業務等一般</p> <p>第10条 調査業務及び計画業務の成果</p> <p>2 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等の特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p>	<p>第3編 森林整備保全 設計編</p> <p>第1章 第1章 設計業務等一般</p> <p>第10条 調査業務及び計画業務の成果</p> <p>2 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等の特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p> <p style="color: red;">併せて、業務内容を的確に把握でき、主として事業関係者への説明等で活用できるようダイジェスト版（基本A-3判）を作成するものとする。ダイジェスト版では、業務の概要、調査・検討・解析等の過程及び結果、その他留意事項を簡潔に取りまとめるものとする。</p>
<small>森林整備保全編-8</small>	<p>第11条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容によりとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。</p>	<p>第11条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容によりとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。</p> <p style="color: red;">併せて、業務内容を的確に把握でき、主として事業関係者への説明等で活用できるようダイジェスト版（基本A-3判）を作成するものとする。ダイジェスト版では、計画の概要、各種検討の経緯と結果、主要な設計計算結果、施工段階での注意事項・検討事項、その他留意事項を簡潔に取りまとめるものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
表紙	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和3年11月 静岡県交通基盤部監修</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和4年7月 静岡県交通基盤部監修</p>
共通編-2	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1篇 共通編</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(7)～(37)</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1篇 共通編</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(7)「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(8)～(38) (番号繰り下がり)</p>
共通編-5	<p>第9条 主任技術者</p> <p>1 受注者は、地質・土質業務における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p>	<p>第9条 主任技術者</p> <p>1 受注者は、地質・土質業務における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。また、受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。</p>
共通編-6	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>	<p>第11条 提出書類</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督員に送信される電子メールにより監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後原則15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から原則15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後原則15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である。」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督員に送信されるため、登録が完了したことを監督員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、JACICに登録申請しなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
共通編-9	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和3年4月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年4月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>
共通編-13	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和2年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>
共通編-17	<p>(新設)</p>	<p>第39条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
農地編-9	<p>第3章 サウンディング</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第4条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。</p> <p>第6条 成果物</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p>第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スクリューウエイト貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験）</p> <p>第4条 目的</p> <p>スクリューウエイト貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験）は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221（スクリューウエイト貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>第6条 成果物</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スクリューウエイト貫入試験方法）により整理し提出するものとする。</p>
農地編-14	<p>第4章 原位置試験</p> <p>第5節 現場透水試験</p> <p>第15条 成果物</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1614によるものとする。</p>	<p>第4章 原位置試験</p> <p>第5節 現場透水試験</p> <p>第15条 成果物</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1314（単孔を利用した現場透水試験方法）によるものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和3年11月)	改正
表紙	<p>工事監理補助業務等共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和 <u>3</u> 年 <u>11</u> 月 静岡県交通基盤部監修</p>	<p>工事監理補助業務等共通仕様書 (農林土木工事)</p> <p>令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月 静岡県交通基盤部監修</p>